

令和8年 第2回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和8年2月25日 午後1時57分から午後3時25分
2. 開催場所 坂戸市役所201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛
5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	澤田一成	出		7	林昇	出	
2	小川隆	出		8	林真由美	出	
3	小島保	出		9	栗原昇	出	
4	石川猛	出		10	松永貴夫	出	
5	小久保隆義	出		11	新井雅之	出	
6	浅見勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	齋藤文夫	出		16	鹿ノ戸健次	出	
13	西嶋正芳	出		17	人見武男	出	
14	岡野幸平	出		18	小川邦雄	出	
15	中島昭夫	出		19	岡野和紀	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田全弘	主任	赤澤結
次長	小俣千秋		

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和8年第2回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 栗原 昇 委員 松永 貴夫

11. 議決事項及び議事の要領

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の経営面積等は議案書に記載のとおりです。譲受人は法人のため、農地を取得することが可能な農地所有適格法人の4つの要件を満たしている必要があることが農地法第2条第3項に記載があります。

1つ目が法人の組織、法人形態に関することで、譲受人は株式会社のため要件を満たしております。

2つ目が事業の内容に関することで、主たる事業が農業であることとされております。譲受人については、主たる事業は農業であり、具体的に行う内容としては水稻・小麦・野菜とされており、要件を満たしております。

3つ目が農業関係者の総議決権の割合に関することです。農業関係者の有する議決権の合計が、総議決権の過半を占めることとされており、譲受人については、農業関係者の有する議決権の割合が100%になるため、要件を満たしております。

4つ目が経営責任者の要件、役員数に関することです。役員数の過半が年間150日以上農業に従事すること、いわゆる常時従事者であることとされており、譲受人については、会社の役員数が2名であり、2名が常時従事者であるため要件を満たしております。

以上のことから、譲受人の法人は農地所有適格法人の要件をみたしております。

譲受人は坂戸市内にて約93haの農地を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、今回の申請に至ったとのことです。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しております。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。譲受人の経営状況については、不耕作地なし、従事者数2名、年間従事日数200日となっております。

譲受人は市内で個人として約4.1haの農地を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、今回の申請に至ったとのことです。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しております。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 三芳野地区 西嶋推進委員
2番 三芳野地区 齋藤推進委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番については、譲受人は大規模農業法人として広範囲の耕作を行っております。譲渡人は申請地の隣接地に住んでいるものの、以前から今回の譲受人に農地の管理をお願いしておりました。
小委員会において審議した結果、譲受人は農業法人であり、申請地を取得しても問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

委員 2番については、譲受人は認定農業者であり、自作地・借入地含め約4.1haの農地を耕作しております。妻や息子も共に農業に従事しており、経営規模を拡大することに問題はないと考えます。譲渡人は相続によって農地、田を取得したものの農業経験はなく、管理も難しいと判断したそうです。また、譲受人の母は畑を相続されており、育てた露地野菜を無人直売所で販売しているそうですが、高齢なこともあり、田までは管理しきれないとのことで、今回の申請となったそうです。
小委員会としましては、譲受人の申請地取得に問題はないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請については取得後の営農見込み有りと認め、許可と決定したいと思っておりますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第5号については許可と決定します。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、始めに1番から4番の案件について事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適

合していると考えております。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

今回の申請については、農地以外の地目を含んでの転用となりますが、現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、いわゆる集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、いわゆる集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番 勝呂地区 岡野 幸平推進委員

2番 坂戸地区 鹿ノ戸推進委員

3番、4番 坂戸地区 松永委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件については、委員である私の自宅周辺の農地であり、私が長年ビニールハウスで野菜等を耕作していた畑になります。

譲渡人が複数おり、1人目は、相続によって農地を取得され、農業経験もないため管理が難しいとのことで、手放すこととしました。2人目は、所有する農地が道に接しておらず、今後状況によっては袋地になってしまうこと、年齢的に経営農地の縮小を考えていたことで、手放すこととしました。3人目の所有する農地も今後状況によっては袋地になってしまうこと、体調が思わしくなく、経営農地の縮小を考えていたことから手放すこととしたそうです。

周辺は住宅が建ち並んでおり、周辺農地への営農に影響はないと考えます。小委員会としましては、慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、ご審議をお願いします。

委員 2番案件については、申請地は現在休耕状態の農地となっております。周辺は住宅に囲まれており、周辺農地への影響はありません。

小委員会としましては、慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

委員 3番及び4番の案件については、譲渡人は農業を引き継いでくれる方がおらず、近隣地区内で借受人を探し、管理をお願いしていましたが、今後のことを考え手放すこととしたそうです。

小委員会においても転用もやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、続いて5番から9番の案件について事務局より説明してください。

事務局 5番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、駐車場への転用となります。

譲受人は坂戸市内に本社を構える運送事業等を行う法人になります。駐車場として借りている市外の土地を返却することとなったため、今回の申請に至ったそうです。現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水排水については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

6番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、

住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

7番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

8番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、いわゆる集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

9番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については農地として問題がないことを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。

5番～7番 入西地区 人見推進委員

8番 入西地区 浅見委員

9番 大家地区 澤田委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 5番案件については、所有者は申請地で耕作は行っておらず、耕運管理を行っているのみとなっています。近年体調も思わしくなく、後継者もないことから、規模の縮小を考えて今回の申請となったそうです。

近隣農地への影響もないと思われることから、小委員会としましては、慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いいたします。

6番案件については、所有者は高齢で、耕作は行っておらず、耕運管理を行っているのみとなっています。隣地の所有者が、住宅建築のために土地を手放す話があり、農地を複数所有しているため、今回の申請地は隣地と併せて活用してもらいたいと考え、今回の申請となりました。

また、所有者の子供は水田を借受け、米作りを行っています。

近隣農地への影響はないと考え、小委員会としましては、慎重に協議した結果、やむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

7番案件については、申請地は昨年8月に審議を行い、転用許可済みとなった農地の隣地になります。長い間耕作は行われておらず、草刈り等で管理を行っている状況です。所有者も近年体調が思わしくなく、後継者もないことから今回の申請に至ったとのことです。

近隣農地への影響はないと考えます。小委員会としましては、慎重に協議した結果、転用もやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

委員 8番案件については、以前審議が行われ、許可済みとなった隣接地になります。申請地は排水路がなく、水捌けの悪い土地のため耕作が行えずにいたそうです。所有者については高齢になり、土地の管理を行うのも困難になってきたため、規模の縮小を図りたいと考え、今回の申請に至ったそうです。

近隣は住宅が多くなり、近隣農地への影響もないと考えられます。小委員会としましては、慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

委員 9番案件については、所有者は高齢で施設に入所しているため、耕作は行えない状況です。昨年から3件、同じ所有者で転用が行われております。

近隣農地への影響もないと思われることから、小委員会で協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 5番から9番の案件の説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので採決を行います。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第6号は、許可相当と決定します。

議案第7号 坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について

議長 議案第7号 坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農業振興地域制度（農振制度）により説明】

農業振興地域制度、いわゆる農振制度について説明致します。農振制度とは、農業施策を行うエリアについての制度であり、制度の目的は、農業施策を特定のエリアに集中させ、効率的な施策効果をあげることとされています。

農振制度には、農業振興地域と農用地区域が存在します。

農業振興地域については、総合的に農業の振興を図るとして県が指定した地域になります。農用地区域については、市町村の計画で農地を守っていくとした区域になり、原則として農地転用が認められないものになります。

また、一般的に青地と通称で呼ばれるものは、この農業振興地域内の農用地区域を指しています。坂戸市では、坂戸農業振興地域整備計画にて農用地区域が指定されています。

農用地区域は原則として農地転用が認められないため、転用を行う際には事前に農用地区域からの除外を行う必要があります。ただし、転用に該当する行為を行う場合でも、除外の手続きが不要な場合があります。農用地区域については、農振計画にて用途が農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地の4つの用途に分類されています。この中で、農業用施設用地に用途が分類されている場合は、農業用施設目的の転用行為であれば除外が不要となります。この手続きが、今回の議案内容の用途区域変更、いわゆる軽微な変更になります。

なお、今回の案件は農業用施設への転用が行われるため、本来であれば農地転用許可が必要になりますが、いずれも内容が転用許可を不要とする2a未満の農業用施設の届出で手続きが可能となっています。

事務局 【坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）により説明】

1番の案件について、土地の所在、地目、面積、所有者は議案書に記載のとおりとなります。変更の内容については、用途を農地から農業用施設用地へ変更するものになり、変更目的については、農業用倉庫の建築になります。

申請者は、現在市内で約1.6haの農地を耕作しており、収穫した米の備蓄スペースの確保のため、農業用倉庫の建設を予定しており、該当地が農用地区域内農地のため用途区域変更申出に至っています。

事業計画内容が農業用倉庫の建設であり、農業用施設用地の用途として問題がなく、現地は農地として問題がないことを確認していることから、事務局としては適当であると考えています。

2番の案件について、土地の所在、地目、面積、所有者は議案書に記載のとおりとなります。変更の内容については、用途を農地から農業用施設用地へ変更するものになり、変更目的については、農業用倉庫の建築になります。

申請者は、現在市内で約0.4haの農地を耕作しており、トラクター等の農業用資材を保管するため、農業用倉庫の建設を予定しており、該当地が農用地区域内農地のため用途区域変更申出に至っています。

事業計画内容が農業用倉庫の建設であり、農業用施設用地の用途として問題がなく、現地は農地として問題がないことを確認していることから、事務局としては適当であると考えています。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第7号 坂戸農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見については「**適当である**」と決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号に対する意見は「**適当である**」と決定します。

議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議長 議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について審議します。なお、9番の案件については、坂戸市農業委員会会議規則第10条の規定の準用により議事参与制限に該当し、10番の案件については、坂戸市農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与制限に該当するため、初めに9番及び10番を除いて事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画(案)により説明】

農地中間管理事業として設定の申出があった農地について、農用地利用集積等促進計画を一括方式で設定するものになります。

農地中間管理機構から貸借権の設定を受ける耕作者数を件数としており、議事参与制限分を含めた数字となりますが、件数11件、筆数101筆、面積が合計75,935㎡となっており、契約の始期は令和8年5月1日となっております。

なお、1番から7番の案件については、厚川・萱方の圃場整備事業に際して行われる中間管理権の設定となります。

耕作者に対する確認要件として、1番については、耕作者は主に入西及び大家地区で約4.6haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

2番については、耕作者は主に大家地区で約0.3haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

3番については、耕作者は主に大家地区で約0.2haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

4番については、耕作者は主に大家地区で約0.3haの農地を耕作しており、主に露地野菜を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

5番については、耕作者は主に大家地区で約0.9haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出さ

れた「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

6番については、耕作者は主に大家地区で約1.1haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

7番については、耕作者は主に坂戸地区及び大家地区で約14.2haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては農地所有適格法人以外の法人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

8番については、耕作者は主に勝呂地区及び坂戸地区で約14.2haの農地を耕作しており、主に小麦を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

11番については、耕作者は主に三芳野地区及び勝呂地区で約4.1haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては農地所有適格法人以外の法人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

次に、現在の農用地利用集積状況を参考値としてお伝えいたします。

令和8年2月28日で終期を迎える利用権及び農地中間管理事業での面積はなく、令和8年3月1日始期の農地中間管理事業の面積は77,315.71㎡、合意解約された面積は53,363㎡となり、差引しますと、令和8年3月1日設定後の利用集積面積は3,441,870.78㎡となります。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番～7番 大家地区 岡野 和紀推進委員
8番 勝呂地区 小島委員
11番 三芳野地区 齋藤推進委員

委員 1番から7番の耕作者については、以前から今回の申請地を中心に耕作されている方々のため、今後も問題なく耕作を行っていただけたと考えています。

委員 8番の耕作者については、近年、石井を主とした勝呂地区内の農地を借受けて野菜及び麦などを耕作しております。今後も意欲的に農業を行っていただけたことでしたので、問題はないと考えられます。

委員 11番の耕作者については、先ほど農地法3条の許可申請において譲受人となった方になります。不耕作地もなく、貸借面積が増えても問題なく耕作が可能と思われまますので、ご審議をお願いいたします。

議長 ご質疑等はございますか。

- 議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第8号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見のうち、9番及び10番を除く案件については「意見なし」と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。
- 議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第8号のうち9番及び10番を除いては「意見なし」と決定します。

続いて、9番について審議いたします。
議事参与の制限に該当する推進委員には、退席をお願いします。

（該当推進委員退席）
- 議 長 9番について事務局より説明してください。
- 事務局 9番については、耕作者は主に勝呂地区で約0.9haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。
- 議 長 担当地区より説明をお願いします。
9番 勝呂地区 林 昇委員
- 委 員 9番の耕作者については、勝呂地内の圃場で今までも耕作を行っており、中間管理権の設定を行うのは今回が初めてとなりますが、これまで通り問題なく耕作を行えると考えております。皆様のご審議をお願いいたします。
- 議 長 9番についてご質疑等はございますか。
- 議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第8号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見のうち、9番については「意見なし」と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。
- 議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第8号のうち9番については「意見なし」と決定します。

（該当推進委員着席）
- 議 長 続いて、10番について審議いたします。
議事参与の制限に該当する委員には、退席をお願いします。

（該当委員退席）
- 議 長 10番について事務局より説明してください。
- 事務局 10番については、耕作者は主に勝呂地区で約18haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満

たしていることを事務局で確認しております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
10番 勝呂地区 小島委員

委 員 10番の耕作者については、先月に続いての貸借権の設定であり、勝呂地内で主に赤尾・島田・石井を中心として水稻を耕作しております。今後も意欲的に経営規模の拡大を図っていくと伺っており、問題は無いと考えます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 10番についてご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第8号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見のうち、10番については「意見なし」と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第8号のうち10番については「意見なし」と決定します。

（該当委員着席）

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第20条の規定による地域計画策定に係る目標地図の素案について

議 長 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第20条の規定による地域計画策定に係る目標地図の素案について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【地域計画策定の流れと農業委員会の役割について説明】

地域計画の策定は、対象区域の農用地の効率利用に関する将来目標としまして、担い手毎に利用する農地を定め、地図に表示すると共に、区域内の状況や課題から今後の利用目標を設定するものです。その中で農業委員会は、区域の農地所有者と耕作者を対象に今後の利用意向調査について調査し、目標地図の素案を作成する役割を担っています。利用意向に関するアンケート調査は、令和6年夏に、対象農地の所有者及び耕作者に実施し、218名から回答がありました。10年後の経営意向として、規模拡大が5名、現状維持が28名、縮小・離農が178名でした。

坂戸市内では11地区の地域計画を策定する中、石井地区の協議の時期が未定となっておりますが、この度石井水利組合の役員を中心とする協議の場が開催されました。現在の担い手については、経営規模の拡大を希望する法人1者がおり、その他将来にわたって耕作を希望される現在の所有者など、意向によって農地の色を変えております。本来の地域計画の目標地図は、将来の担い手を筆毎に割り当て、耕作を行いやすいまとまりある形にする作業も含まれます。しかし、現在の担い手が引き続き耕作し、続けられなくなった農家の農地を地域で引き受ける状況もあることから、事務局としましては、筆毎に耕作者を割り当て、集約することは現時点では見送り、現状の担い手を表示の上、今後の検討と示す形としたものを目標地図の素案とし、随時見直しを行っていきたいと考えています。

今回の計画素案について石井地区の方に示しましたところ、計画に関する了承

が得られたところですが、目標地図の素案について委員の皆さんのご審議をお願いいたします。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 質疑ではありませんが、市内の大規模農家の方から以前相談がありました。農地の所有者から「自分の農地も耕してほしい」と、お願いされるそうです。しかし、2～3aといった狭い面積の点在した農地を耕す場合、移動だけで時間がかかってしまうため、引き受けることが出来ないそうです。そのため、耕作地を入れ替え、土地の集約を早く進めてほしいとの話がありました。農業委員・推進委員の皆様のもとにもそういったご相談がありましたら、次の世代の農業を引き継いでくださる農家の方たちが耕作を行いやすい土地利用の策定に向けてご助力いただければ有難いと考えています。

議長 改めて質疑等はございませんか。

無いようですので採決を行います。

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第20条の規定による地域計画策定に係る目標地図の素案については、原案どおり決定したいと思います。これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第9号は、原案どおり決定といたします。

報告第2号 専決処分の報告について

議長 報告第2号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第2号ですが、令和8年1月の専決処分については、農地法第3条の3の相続での届出5件、農地法第4条の農地転用での届出2件、農地法第5条の農地転用での届出3件です。申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議長 ご質疑等はございますか。

(質問・意見なし)

12. 閉会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和8年第2回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和8年2月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員